

議案第 60 号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法(昭和 24 年法律第 19 号)第 89 条の 2 で準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告があつた日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

別紙

大字吉原字郷藏垣内に編入する区域

大字	字	地番
吉原	堀ノ内	542-9の全部、542-8の一部
吉原	西川垣内	676-2、676-3、677-1、677-8、677-9の一部

地番については平成27年1月14日現在の地番である

大字吉原字西川垣内に編入する区域

大字	字	地番
吉原	堀ノ内	540-5、541-3の全部、542-8の一部
吉原	郷藏垣内	567-5の全部、548-4、550-3、567-4の一部
吉原	赤尾山	1118-3、1118-9、1118-10、1118-12、1118-13、1118-16、1118-30から1118-32までの一部
上記の区域に隣接介在する道路である国有地の一部		

地番については平成27年1月14日現在の地番である

大字吉原字松之岡に編入する区域

大字	字	地番
吉原	平谷	964-2の一部
上記の区域に隣接介在する水路である国有地の一部		

地番については平成27年1月14日現在の地番である

大字吉原字赤尾山に編入する区域

大字	字	地番
吉原	西川垣内	678-9の一部
高野口町応其	引ノ谷	529-63、529-72、529-73の全部
高野口町応其	庵寺峯	512-1、512-2、513-3の全部
吉原	中山	979-1、980-1の全部
吉原	平谷	961-1、963、965-2から965-4まで、966-1、966-2、967、968-1から968-6まで、969-1から969-3までの全部、964-2の一部
吉原	松之岡	863、871の一部
上記の区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部		

地番については平成27年1月14日現在の地番である